

草津市告示319号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の30および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の37の規定により次の者を指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者として指定したので、草津市指定特定相談支援事業者および草津市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年草津市規則第16号）第4条の規定に基づき告示する。

令和7年12月26日

草津市長 橋川 渉

事業者の名称および所在地	事業所の名称および所在地	指定年月日	指定特定相談支援または指定障害児相談支援の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
合同会社スフィード草津市下物町382	相談支援事業所スフィード草津市下物町382	令和8年1月1日	指定特定相談支援 指定障害児相談支援	特定無し	指定特定相談支援事業所 2530 6002 42 指定障害児相談支援事業所 2570 6005 57

(令和7年12月26日揭示済み)

公 告

公 告

地区計画の変更案の縦覧について

地区計画の変更案を作成したので、草津市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和63年草津市条例第20号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

令和7年12月4日

草津市長 橋川 渉

- 1 地区計画の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
(1)野路国道沿道地区地区計画
(2)草津駅西地区地区計画
- 3 地区計画の位置
(1)草津市野路五丁目の一部
(2)草津市西大路町の全部、西渋川一丁目の一部、野村一丁目の一部、野村二丁目の一部、野村三丁目の一部、野村八丁目の一部
- 4 地区計画を定める区域
計画図のとおり
- 5 縦覧場所
草津市草津三丁目13番30号 草津市都市計画部都市計画課（平日）
草津市草津三丁目13番30号 草津市役所守衛室（土日）
- 6 縦覧期間
令和7年12月5日（金）から令和7年12月18日（木）まで
（ただし、各日9時00分から16時45分までとする。）
- 7 その他
当該地区計画の変更案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、草津市長に意見書を提出することができる。

(令和7年12月4日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年12月11日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市南草津プリムタウン三丁目1番地22-306 Casa Sereno 田中 寛忠	草津市上笠一丁目字講堂町241番1	274.36㎡	R7.12.11	1895

(令和7年12月11日揭示済み)

公 告

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定により、次のとおり都市公園を設置すべき区域を決定する。

令和7年12月19日

草津市長 橋 川 涉

都市公園を設置すべき区域および面積

区域 草津市東草津一丁目の一部ほか（別図中斜線で表示された区域）

面積 約26,000平方メートル

(令和7年12月19日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年12月25日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都府久世郡久御山町大橋辺12番地3 VCII 403号 橋本 壮市	草津市新堂町字北中小路159番10	168.52㎡	R7.12.25	1896

(令和 7 年 1 2 月 2 5 日 掲 示 済 み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
守山市阿村町208番地5 Cozy Court竹中305号 瀬戸口 李玖、瀬戸口 桃花	草津市新堂町字北中小路159番4	165.28㎡	R7.12.25	1897

(令和 7 年 1 2 月 2 5 日 掲 示 済 み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市木川町1026番地202 プラ シード コルソ 谷上 蓮、谷上 菜々穂	草津市新堂町字北中小路159番5	165.15㎡	R7.12.25	1898

(令和 7 年 1 2 月 2 5 日 掲 示 済 み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年12月25日

草津市長 橋川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市青地町576番地205 シルト クレーテA棟 愛甲 斎	草津市岡本町字里之内592番5 外3筆	435.91㎡	R7.12.25	1899

(令和7年12月25日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年12月25日

草津市長 橋川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市大萱五丁目25番2-103号 渡邊 大、渡邊 曜子	草津市片岡町字東木190番5	173.68㎡	R7.12.25	1900

(令和7年12月25日掲示済み)

公 告

農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中間管理機構）から令和7年12月19日付けで申請があった農用地利用集積等促進計画について、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）第2条の規定に基づき、認可公告する。

令和7年12月26日

草津市長 橋川 渉

- 縦覧の期間 令和7年12月26日から
令和8年1月30日まで
- 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和7年12月26日掲示済み)

- 縦覧の書類 農用地利用集積等促進計画

議会規程

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

草津市議会議長 遠 藤 覚

草津市議会規程第 2 号

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 7 年草津市議会規程第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 7 条 《現行どおり》 様式目次 《現行どおり》 別記様式第 1 号（第 9 条関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号～別記様式第 9 号 《現行どおり》 別記様式第 1 0 号（第 1 8 条関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 1 1 号～別記様式第 1 5 号 《現行どおり》 別記様式第 1 6 号（第 2 3 条関係） （別添 3－1 のとおり） 別記様式第 1 7 号～別記様式第 2 1 号 《現行どおり》	第 1 条～第 2 7 条 《省略》 様式目次 《省略》 別記様式第 1 号（第 9 条関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号～別記様式第 9 号 《省略》 別記様式第 1 0 号（第 1 8 条関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 1 1 号～別記様式第 1 5 号 《省略》 別記様式第 1 6 号（第 2 3 条関係） （別添 3－2 のとおり） 別記様式第 1 7 号～別記様式第 2 1 号 《省略》

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にあるこの規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の草津市議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、改正後の草津市議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

別添1-1
別記
様式第1号(第9条関係)

開示請求書

年月日

草津市議会議長 宛

(ふりがな)
氏名 _____

住所または居所
〒 _____ 市 () _____

草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第19条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)
アまたはイに○印を付けてください。アを選択した場合は、実施の方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ 閲覧 写しの交付 _____
イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険資格確認書
個人番号カード
在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他()
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(ア) 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人
(イ) 本人の氏名 _____
(ウ) 本人の住所または居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他()

別添1-2
別記
様式第1号(第9条関係)

開示請求書

年月日

草津市議会議長 宛

(ふりがな)
氏名 _____

住所または居所
〒 _____ 市 () _____

草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第19条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)
アまたはイに○印を付けてください。アを選択した場合は、実施の方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ 閲覧 写しの交付 _____
イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険資格確認書
個人番号カード**または住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)**
在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他()
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(ア) 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人
(イ) 本人の氏名 _____
(ウ) 本人の住所または居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他()

別添2-1
様式第10号(第18条関係)

訂正請求書

年月日

草津市議会議長 宛

(ふりがな)
氏名 _____

住所または居所
〒 _____ 市 () _____

草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第32条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年月日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨および理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険資格確認書
個人番号カード
在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他()
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等(法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
ア 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人
(イ) 本人の氏名 _____
(ウ) 本人の住所または居所 _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他()

別添2-2
様式第10号(第18条関係)

訂正請求書

年月日

草津市議会議長 宛

(ふりがな)
氏名 _____

住所または居所
〒 _____ 市 () _____

草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第32条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年月日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨および理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険資格確認書
個人番号カード**または住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)**
在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他()
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等(法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
ア 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人
(イ) 本人の氏名 _____
(ウ) 本人の住所または居所 _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他()

(令和 7 年 1 2 月 2 6 日 掲 示 済 み)

別添 3-1
様式第 1 6 号 (第 2 3 条 関 係)

利用停止請求書

年 月 日

草津市議会議長 宛

(ふりがな)

氏名 _____

住所または居所

〒 _____ 市 () _____

草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年草津市条例第 1 1 号)第 3 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨および理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険資格確認書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所または居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()

別添 3-2
様式第 1 6 号 (第 2 3 条 関 係)

利用停止請求書

年 月 日

草津市議会議長 宛

(ふりがな)

氏名 _____

住所または居所

〒 _____ 市 () _____

草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年草津市条例第 1 1 号)第 3 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨および理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険資格確認書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード または住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所または居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()

教育委員会規則

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会規則第2号

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和41年草津市教育委員会規則第6号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条 《現行どおり》 (組織)</p> <p>第2条 事務局に次の課および係を置く。 教育総務課 総務係 施設係 生涯学習課 生涯学習係 文化振興係 スポーツ推進課 スポーツ推進係 国スポ・障スポ推進室 総務係 歴史文化財課 文化財保護活用係 埋蔵文化財係 学校教育課 学校教育係 教職員係 学事・学校保健体育係 児童生徒支援課 児童生徒支援係 人権教育係 学校政策推進課 学校政策推進係</p> <p>第3条～第4条 《現行どおり》</p>	<p>第1条 《省略》 (組織)</p> <p>第2条 事務局に次の課および係を置く。 教育総務課 総務係 施設係 生涯学習課 生涯学習係 文化振興係 スポーツ推進課 スポーツ推進係 国スポ・障スポ推進室 総務係 <u>競技係</u> 歴史文化財課 文化財保護活用係 埋蔵文化財係 学校教育課 学校教育係 教職員係 学事・学校保健体育係 児童生徒支援課 児童生徒支援係 人権教育係 学校政策推進課 学校政策推進係</p> <p>第3条～第4条 《省略》</p>

付 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(令和7年12月26日掲示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第24号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和7年12月3日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和7年12月22日(月) 午後2時00分
- 2 場 所 草津市役所 6階 教育委員会室

(令和7年12月3日掲示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和7年12月26日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 土肥 浩 資

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
都市計画部	都市計画課
建設部	草津川跡地整備課 土木管理課 市営住宅課
まちづくり協働部	まちづくり協働課
こども若者部	家庭児童相談室 発達支援センター

(2) 監査の時期 令和7年9月18日から令和7年11月26日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和6年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今

後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●所属名：都市計画課

重点項目
・都市計画推進費のうち屋外広告物管理費および景観を生かしたまちづくり推進費
指摘事項
① 草津市景観計画の改定に伴う計画書（本編、概要版）の印刷について、いずれも同一業者から本編10部（90,310円）、本編とは別に概要版500部（84,425円）、さらに概要版500部（84,425円）の3通の請求書を受領し、支出負担行為兼支出命令書を作成して決裁を得て、合計259,160円を支払っていた。発注にあたり入札、見積合わせなどの実施は確認できず、契約書や請書の書面もなかった。これは、草津市契約規則および簡易で少額なものの随意契約の事務手続きに反する行為であり、今後は、適正に事務を執行されたい。

●所属名：草津川跡地整備課

重点項目
・草津川跡地公園運営費のうち草津川跡地公園運営費
意見・指摘事項
特になし

●所属名：土木管理課

重点項目
・道路管理費のうち未登記路線測量登記事務費および道路等管理事務費
意見・指摘事項
特になし

●所属名：市営住宅課

重点項目
・住宅管理費のうち市営住宅運営費（現年分、繰越明許分）
意見・指摘事項
特になし

●所属名：まちづくり協働課

重点項目
・コミュニティ活動推進費のうちまちづくり協議会推進費 ・地域まちづくりセンター整備費のうち地域まちづくりセンター整備費
意見・指摘事項
特になし

●所属名：家庭児童相談室

重点項目
・子育て支援事業費のうち養育支援ヘルパー派遣費 ・家庭児童相談室運営費のうち家庭児童相談指導費 ・児童福祉援護費のうち子育て短期支援事業費
意見・指摘事項
特になし

●所属名：発達支援センター

重点項目
・湖の子園運営費のうち湖の子園運営費 ・障害児支援費のうち障害児支援費
意見・指摘事項
特になし

(令和7年12月26日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第15号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年12月26日

草津市農業委員会
会長 今井 修

1 期 日 令和8年1月9日(金) 午後1時30分

2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室

3 付議案件

- 1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について(報告)
- 2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について(報告)
- 3) 農地利用変更届出について(報告)
- 4) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 7) 農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて
- 8) 草津市農業委員会附属機関運営規程の改正につき、議決を求めることについて

(令和7年12月26日揭示済み)

水道事業管理規程

草津市上水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和 7 年 1 2 月 1 5 日

草津市長 橋 川 涉

草津市上下水道事業管理規程第 4 号

草津市上水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

草津市上水道事業給水条例施行規程（平成 1 0 年草津市水道事業管理規程第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 2 条 <現行どおり> （給水装置の構造および材質の基準）</p> <p>第 3 条 給水装置は、水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号。以下「施行令」という。）第 6 条第 1 項および第 2 項に規定する基準に適合していなければならない。</p> <p>第 4 条～第 5 条の 6 <現行どおり> （工事材料）</p> <p>第 6 条 <現行どおり></p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <現行どおり></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 製品が施行令第 6 条第 1 項および第 2 項に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 製造または販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第 6 条第 1 項および第 2 項に定める構造・材質基準への適合性を証明したものの</p> <p style="margin-left: 20px;">2 <現行どおり></p> <p>第 7 条～第 1 0 条 <現行どおり> （給水装置使用材料）</p> <p>第 1 1 条 市長は、条例第 7 条第 2 項に定める設計審査または工事検査において、市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）に対し、当該審査もしくは検査に係る給水装置工事で、使用材料が施行令第 6 条第 1 項および第 2 項に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 <現行どおり></p> <p>第 1 2 条～第 3 5 条 <現行どおり></p> <p>別記様式第 1 号～別記様式第 1 5 号 <現行どおり></p>	<p>第 1 条～第 2 条 <省略> （給水装置の構造および材質の基準）</p> <p>第 3 条 給水装置は、水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号。以下「施行令」という。）第 5 条に規定する基準に適合していなければならない。</p> <p>第 4 条～第 5 条の 6 <省略> （工事材料）</p> <p>第 6 条 <省略></p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <省略></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 製品が施行令第 5 条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 製造または販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第 5 条に定める構造・材質基準への適合性を証明したものの</p> <p style="margin-left: 20px;">2 <省略></p> <p>第 7 条～第 1 0 条 <省略> （給水装置使用材料）</p> <p>第 1 1 条 市長は、条例第 7 条第 2 項に定める設計審査または工事検査において、市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）に対し、当該審査もしくは検査に係る給水装置工事で、使用材料が施行令第 5 条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 <省略></p> <p>第 1 2 条～第 3 5 条 <省略></p> <p>別記様式第 1 号～別記様式第 1 5 号 <省略></p>

付 則

この規程は、令和7年12月15日から施行する。

(令和7年12月15日掲示済み)